

さ情審査答申第171号
令和元年7月10日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年12月7日付けで貴職から受けた、「北部建設事務所 土木管理課が保有する人事課からの通知等のうちスマホ、名札、電話応対に関するもの（カガミを含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月12日付け建北土第401号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと他の文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本年度の文書のみが特定されたが、同文書は軽易なものではないので第4種に該当し、（3）職員の服務に関する文書であり、3年間以上保存されるべきであり他の文書があると思う。よって、再度特定し開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

本件開示請求に対して、人事課長から各所属長宛てに出された通知で、電話

や窓口等における接遇、サービス中の名札の着用、勤務時間中の携帯電話等の使用などに関して注意を促す通知である、平成28年4月8日付け「職員の接遇及び服装等について（通知）」を特定した。

審査請求人は、平成28年度の文書のみが特定されており、平成27年度以前の文書があると思われると主張している。同様の通知は平成27年度以前にもあったが、イントラネットの全庁掲示板による通知であり、課職員各々が確認しているため、課内周知の供覧は行わず、保存も行っていない。

したがって、行政情報開示決定で特定した文書以外に北部建設事務所土木管理課においては行政情報が存在しないため、本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年5月6日に開示請求を行った「北部建設事務所 土木管理課が保有する人事課からの通知等のうちスマホ、名札、電話対応に関するもの（カガミを含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年4月8日付け「職員の接遇及び服装等について（通知）」を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、3年以上保存されるべき文書であるから、他の文書が存在するはずだという主張から、処分の取消しと他の文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人が主張する審査請求は、さいたま市文書管理規則（平成13年規則第14号）（以下「文書管理規則」という。）第34条別表第4種（3）に該当することを根拠として、当該文書は3年保存とされているはずであるから、保有している平成27年度以前の同通知を開示せよとの内容である。これに対して実施機関は、イントラネット機能の一つである「全庁掲示板」による通知であったため、職員各々が確認するものとして供覧の処理は行わず、保存も行っていないため、開示した文書の他には存在しないとの主張である。

(2) そこで、当該行政情報の存否に関わる実施機関と審査請求人の主張について考察すると、仮に実施機関が平成27年度以前の同通知を保有していれば、当該通知を開示しないことは考えられない。そうすると、平成27年度以前の通知を実施機関として保有していないと考えるのが相当であり、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

(3) よって、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政

情報を全部開示しているので、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てである。すなわち、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、本件申立ては、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるので却下されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月7日	諮問の受理（諮問第442号）
②	令和元年5月23日	審議
③	令和元年6月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)